

障がいのある方と接する機会のある団体・企業様向け研修 障害者理解促進講座

障害者に対する接客の基本やコミュニケーションの方法、障害の特性や場面に応じた適切な対応方法などを身につけ、職場や地域社会の中で役立てるための研修です。

！ご存知ですか

平成28年4月に制定された「障害者差別解消法」では、
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由とした差別が禁止されています。

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

- ①障害を理由として差別をしてはならない
- ②**合理的配慮**を求められた場合過重な負担にならない限り、それを拒んではならない

合理的配慮？

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が、伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。



社会が作り出す「障害」とは何か、合理的配慮とは何か。それらは理解することで解消してゆけるものです。

研修は、環境づくりに必要な知識、障害者に対する適切な対応方法などを身につけ、職場や地域社会の中で役立てるための内容です。
グループワーク形式で、絵やビデオによる実際の課題事例などを分析し、改善方法を身につけることができます。

< 講座の対象者 >

障がいのある方と接する機会のある業種

(例：窓口業務・接客業務・サービス・外回り（訪問含む）等)

【プログラム内容】

◇グループワーク

前半：「障害」とは何か？

○絵の分析、ビデオ分析

○バリアフリー・インクルーシブ社会とは

後半：環境改善のための2つのヒントの確認

○行動計画づくり（簡易リスト）



講師は、障害平等研修指導者として沖縄初の指導者として認定された小林学美さん

小林学美

天久台病院勤務・沖縄福祉保育専門学校非常勤講師

障害平等研修は、1980年代英国を中心に発展した。指導者は全国で32人、小林さんは沖縄初の指導者として認定される。「障害平等研修」の目的は、障害を権利・不平等・差別の問題と認識する「障害の社会モデル」で、「なぜ」そのような差別的な社会が作られるのか、その原因と構造を理解・発見し、自らが社会を変革していくための行動を作り出すことを支援することにある。